



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 東 海 カ ー ボ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 坂 一
(コード番号:5301 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 総 務 部 長 山 田 晃
(Tel. 03-3746-5100)

剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 155 回定時株主総会に、剰余金の処分に係る議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 剰余金処分の目的

当社は、平成 28 年 12 月期の個別決算において、2,585,489,452 円の繰越利益剰余金の欠損を計上いたしました。

この欠損の填補及び当社の基本方針である安定的・継続的な配当を実施するとともに、今後の機動的な資本政策に備えるため、剰余金の処分を行うことといたしました。

2. 剰余金の処分の方法

会社法第 452 条の規定に基づき、別途積立金の額を 10,000,000,000 円減少させ、その全額を繰越利益剰余金へ振り替えることによって、欠損を填補することといたします。減少後の別途積立金の額は、34,368,656,945 円となります。

また、欠損填補後の繰越利益剰余金を配当原資として、期末配当を実施いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000 円

3. 剰余金の処分に関する日程

- (1) 取締役会決議日 平成 29 年 2 月 9 日
- (2) 株主総会決議日 平成 29 年 3 月 29 日 (予定)
- (3) 効力発生日 平成 29 年 3 月 30 日 (予定)

4. 今後の見通し

上記の剰余金の処分は、当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理となるため、損益及び純資産額に変動はなく、当社の業績に影響を与えるものではありません。

また、上記の内容は、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 155 回定時株主総会におきまして承認可決されることを前提としております。

以上